

## 裁 決

審査請求人

審査請求人代理人弁護士

処分庁 福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が令和3年7月14日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

## 主 文

処分庁が請求人に対し行い、令和■年■月■日付けで通知した生活保護法第63条の規定による費用返還決定を取り消す。

## 事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、返還決定額を4,668,885円とする法第63条の規定による費用返還決定（令和■年■月■日付けで請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めて審査請求をした事案である。

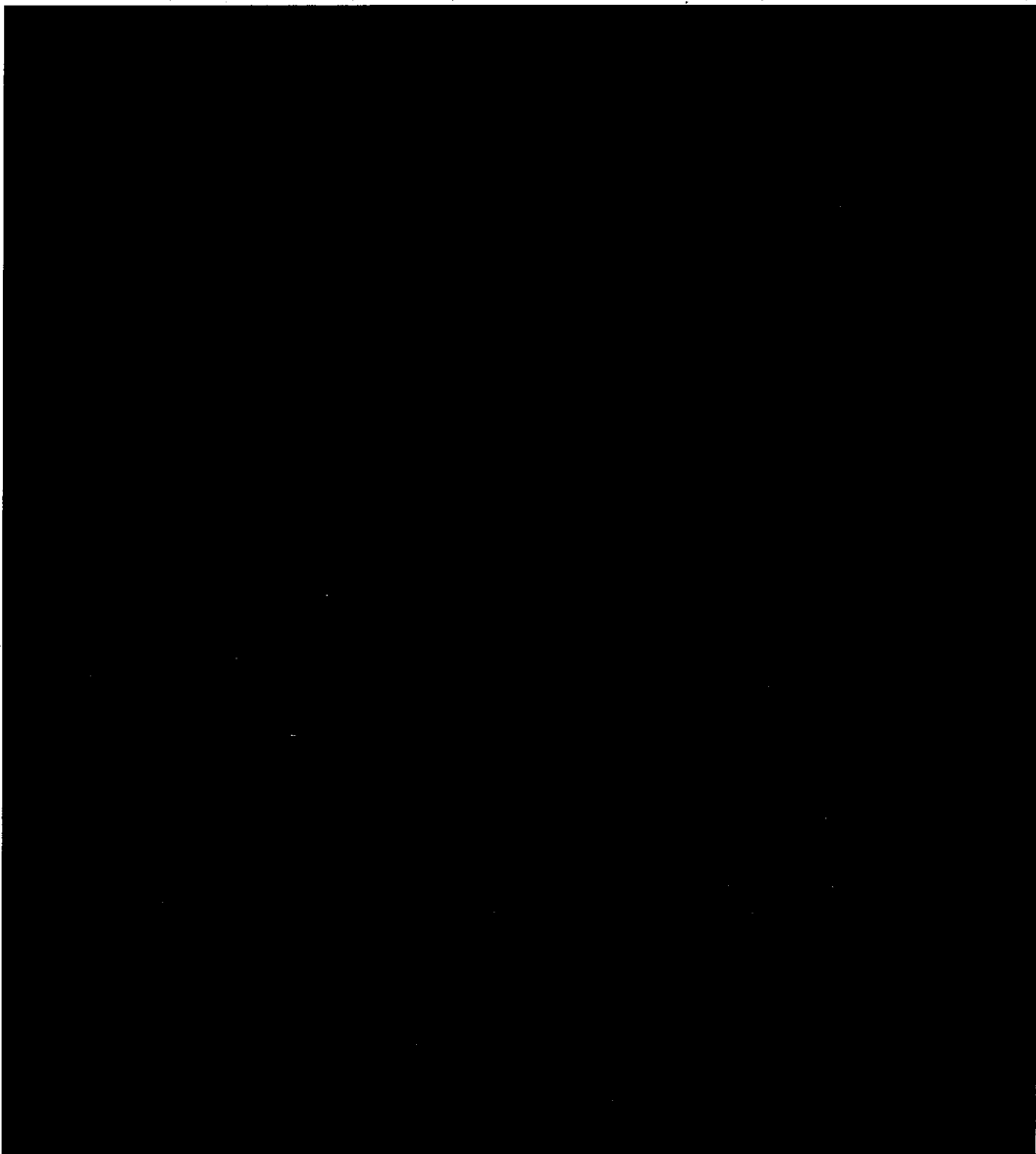
## 審理関係人の主張の要旨

### 1 請求人の主張

#### （1）請求の趣旨

本件処分を取り消すことを求める。

#### （2）請求の理由



## 2 処分庁の弁明

### (1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却する、との裁決を求める。

### (2) 審査請求書記載事実に対する認否

ア 請求人は「  
」と主張するが、後述のとおり、請求人の帰責性がないとは言えないから、否認する。

イ 請求人は「

[REDACTED]

が、本件処分に関しては令和■年■月■日から令和■年■月■日までの生活扶助費過払い金に対しての費用徴収決定処分であり、本件処分を行ったものの実際の例月支給の生活扶助費に対して収入認定するなどの変更処理は未だ行っておらず本件処分とは関係しない主張のため認否の対象ではない。

ウ 「[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]」と主張するが、今回の決定処分通知に関しては、あくまでも法における返還決定通知であり一括で返済するか分割で返済するか等は今後双方での協議にて行う予定であるので否認する。

エ 請求人は処分庁の家賃扶助の一方的な打ち切りにより窮地に追い込まれたことや月■万円に生活保護費を減額され、直近2か月は年金の振込もなく生活はままならなく本決定により、請求人の自立が著しく阻害されたことは明らかである等を主張するが、アにも記載してあるが本件処分は、現時点で例月支給されている生活扶助費や住宅扶助費等に対して収入認定するなど変更処理をしておらず本件処分とは関係しない主張のため認否の対象ではない。

### (3) 事案の概要



ク 令和■年■月■日請求人来庁。

「  
」との供述があった。(令和■年  
■月■日付ケース記録参照)

ケ こののち、再び何度も訪問や連絡を試みるが不在。不在票を投函し確認  
次第当課に連絡するよう記したが返信はなかった。

コ 令和■年■月■日 診断会議実施

請求人に対し令和■年■月から令和■年■月までに支給された令和  
■年■月分から令和■年■月分までの障害厚生年金合計466,885  
円の認定漏れにより生じた生活扶助費過払い金に対して、法第63条に  
より、同額を返還金額として返還決定した。同日付けで請求人に対し法第  
63条の適用通知書(令和■年■月■日付■)を送付  
した。

#### (4) 処分庁の主張

ア 処分内容及び理由について

(ア) 本件処分は、上記経緯のとおり、開始時より認定していた請求人の障  
害厚生年金受給について、請求人の更新手続きの失念により支給が停  
止していたことが判明したため、処分庁が今後更新手続きをし、支給開  
始後には遡及支給された分は返還するよう指導したうえで一度認定削  
除したものの、請求人から更新手続きを行った旨や支給についての申  
述がなかったために発生した認定漏れによる生活扶助費過払い金に対  
して法第63条により返還決定を行った処分である。

(イ) 法第63条の趣旨及び適用場面(「急迫の場合等において」)

法第4条第1項は、保護は生活に困窮する者がその利用し得る資産、  
能力、その他あらゆるものをその最低限度の生活の維持のために活用  
することを要件として行われる旨規定して保護の補足性の原則を定め、  
他方、法第4条第3項は、同条第1項の規定は急迫した事由がある場合  
に必要な保護を行うことを妨げるものではない旨規定しているところ、  
これは、生活に困窮する者が法第4条第1項にいう利用し得る資産等  
を有する場合においても、これを直ちに現実に活用することが困難な

場合に当該生活困窮者の最低限度の生活を保障する観点から保護の補足性の原則の例外として保護を行うこととしたものと解される。

この保護の補足性の原則と、法第4条第3項が利用し得る資産等を有する場合においても保護を行うこととしていることに照らせば、法第63条は、法第4条第3項に基づき保護費を受給した場合等において、当該受給者においてその資力を現実を活用することができる状態になったときには、当該受給者に対し、保護費の返還義務を課すこととしたものと解される。

そして、かかる法第63条の趣旨及び同条の文言が「急迫の場合等」とあって法第4条第3項所定の「急迫の場合」に限定していないことに照らせば、法第63条は、法第4条第3項による保護が行われた場合のみならず、先に行われた保護の時点では必要であるとして保護が行われたが、後に資力があつたことが判明した場合に、これを事後的に調整するためにも適用されるものと解するのが相当である。(平成24年10月18日神戸地方裁判所判決、平成25年12月13日大阪高等裁判所判決参照。)

したがって、法第4条第3項所定の「急迫の場合」の保護を受けたわけではない本件請求人についても、法第63条の適用は妨げられず、本件処分は法第63条の「急迫の場合等」にあたる。

この点本件処分において、前述のとおり請求人は「

」と主張するが、上記(4)ア(ア)記載のとおり、指導したにも関わらずその後請求人から年金について何の申述もなく、むしろ請求人が積極的に処分庁との接触を避け、度重なる訪問や不在票も頑なに無視したことが直接の主要原因であって、請求人に帰責性がないということは到底できない。

なお、ケース診断会議記録票で「誤謬」の語などを使っているが、厳密な用法として適切かはともかく、必ずしも過誤の意味ではなく、単に事後的に見て誤りであることがわかった場合についても使っていることがある。

仮に処分庁に過失があるとしても、前述の法第63条の趣旨・文言からすると、処分庁の過失による過払いについても、資力があるにもかかわらず保護を受けた以上は、適用がある。こうした解釈は、法の立案時に示されていたところであり、今日の裁判例でも認められている。例えば、東京高判平成25年4月22日は、保護実施機関の過誤支給に起因して「資力」が生じたと認定し、法第63条の適用を認めていると解される（岐阜県令和2年度答申第1号参照）。

(ウ) 法第63条の「資力」発生時期等（「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」）年金はその支給事由が生じた日に受給権が当然に発生するものであり、当該年金受給権は、支給事由が生じた日から客観的に存在するものといえるから、当該年金が遡って支給されることとなった場合については、支給事由が生じた日に年金受給権という法第63条の「資力」が発生したものとして、同条を適用すべきと解されている。

（平成24年10月18日神戸地方裁判所判決、平成25年12月13日大阪高等裁判所判決参照）

請求人は、保護開始前から老齢厚生年金の支給事由があり、更新手続き懈怠により一時支給が停止されていたにすぎず、受給権はもとよりあったのであるから、保護開始時から資力があつたこととなり、保護開始時である令和■年■月■日から保護費について、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」といえる。

金額については、保護開始時以降に請求人に支給した生活保護の支給済み扶助費は、令和■年■月■日の保護開始日から令和■年■月■日までで■■■■円（医療費を除く）であり、一方、本件年金遡及受給の金額が466,885円であるから、支給済扶助費の方が大きく上回り、466,885円全額について、「資力があるにもかかわらず、保護を受けた」ものに包摂される。

(エ) 法第63条返還決定額の範囲

法第63条は、被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護費を支給した都道府県または市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内

において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないと規定し、その受けた保護金品に相当する金額を一律に返還させるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関に返還させるべき額を決定させることとし、返還額について保護の実施機関の裁量を認めている。これは、法が最低限度の生活を保障するとともに保護金品が被保護者の自立を助長することを目的としていること（法第1条）に照らし、保護金品が被保護者の自立に資する形で使用された場合には、その返還を免除することが法の目的にかなうからである。

もっとも、保護の実施機関の裁量は、全くの自由裁量というべきではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられたものかどうか、社会通念上容認できる程度であるか、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害するかどうかについての判断に合理性がない場合は、その裁量権の逸脱、濫用として違法となるべきである。（平成24年10月18日神戸地方裁判所判決、平成25年12月13日大阪高等裁判所判決参照）

この点、法第63条に基づく返還金の額については、被保護者に資力がありながら受給した保護金品の額の範囲内で当該資力を限度として、保護の補足性に鑑み原則として全額を返還額とするべきであるとされ、（生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて（平成24年7月23日付社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「24年通知」という。））さらに年金遡及受給の場合の返還金については、本来定期的に支給される年金の受給額は全額が収入認定されることとの公平性から、返還額の控除について、特に厳格に判断されるべきであって、真にやむを得ない理由により例外的に控除を行うのは、原則として事前に実施機関に相談があったものに限定されるとされている。（24年通知1（2））。

本件処分においては、請求人から事前の相談はなかった。そのため、処分庁の担当者は、請求人が支給された扶助費で保護金品に相当するものとして何を購入し、どのような生活をしていたかを確認すべく、令和■年■月■日に、請求人が相談している弁護士に、処分庁の担当職

員へ連絡するよう請求人に伝えるよう依頼し、同年■月■日及び同年■月■日に請求人宅を訪問した。しかし、請求人は居留守を使う等、積極的に処分庁との接触を避けており、保護金品が請求人の自立に資する形で使用されたかどうかを確認することはできなかった。そのため、やむを得ず全額を返還額としたものである。

#### (オ) 返還に関する方法

前記(2) 審査請求書記載事実に対する認否のイでも述べたが、請求人は、請求人の自立が著しく阻害されるにもかかわらず一括で全額を返還対象とするものであり、法の趣旨に背くものであって違法であると主張するが、今回の決定処分通知に関しては、あくまでも法における返還決定通知であり、返還金を今後一括で返済するか分割で返済するか及びその期間等は最低生活の維持に無理のない常識的な範囲で、請求人と協議していくことを当然予定しており、また、金額についても前述の通り全額を返還決定額とすることは本件事情の下ではやむを得ないため、やはり本件処分の違法・不当を来さない。

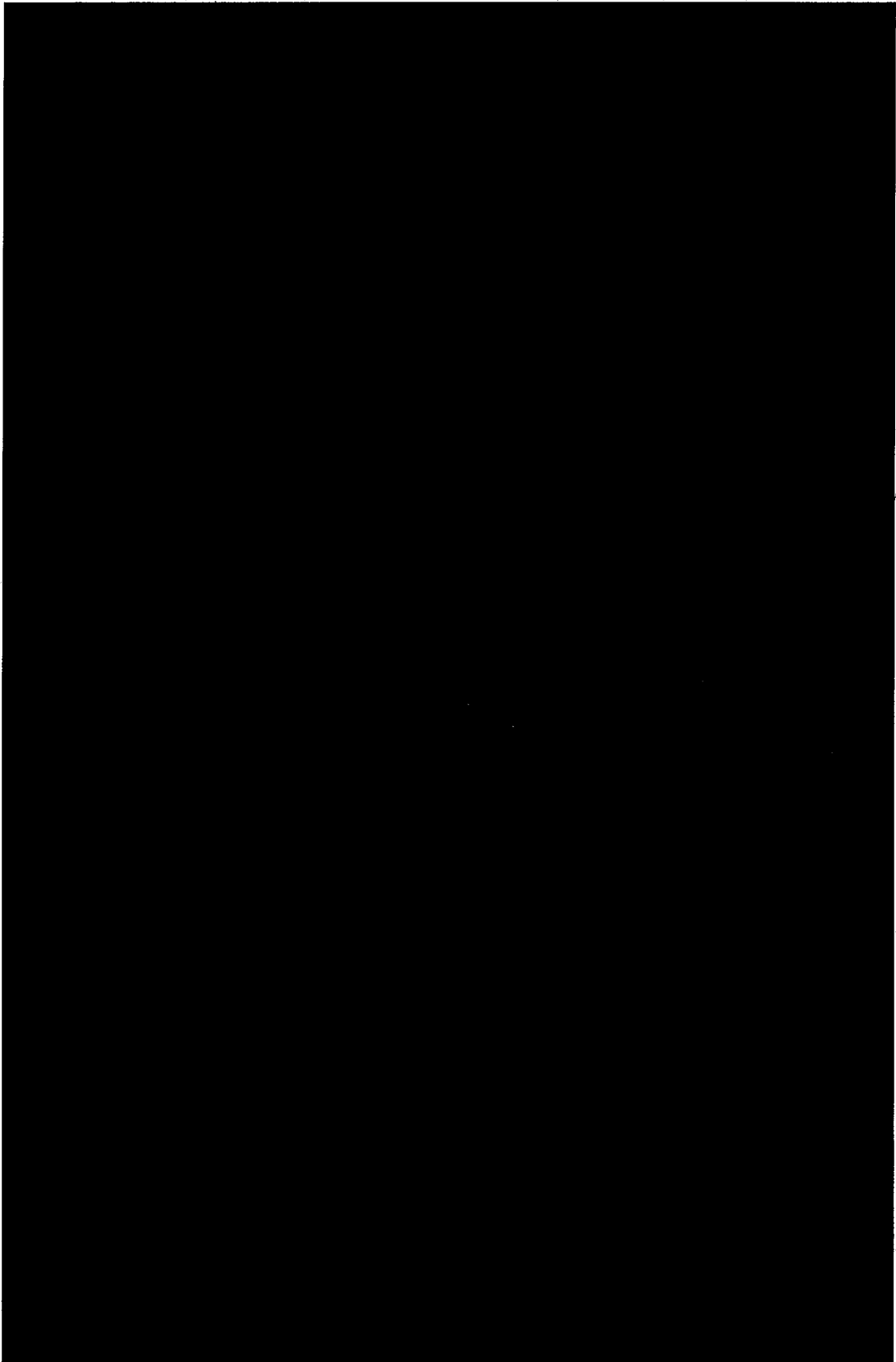
#### イ 請求人の主張に対する処分庁の意見について

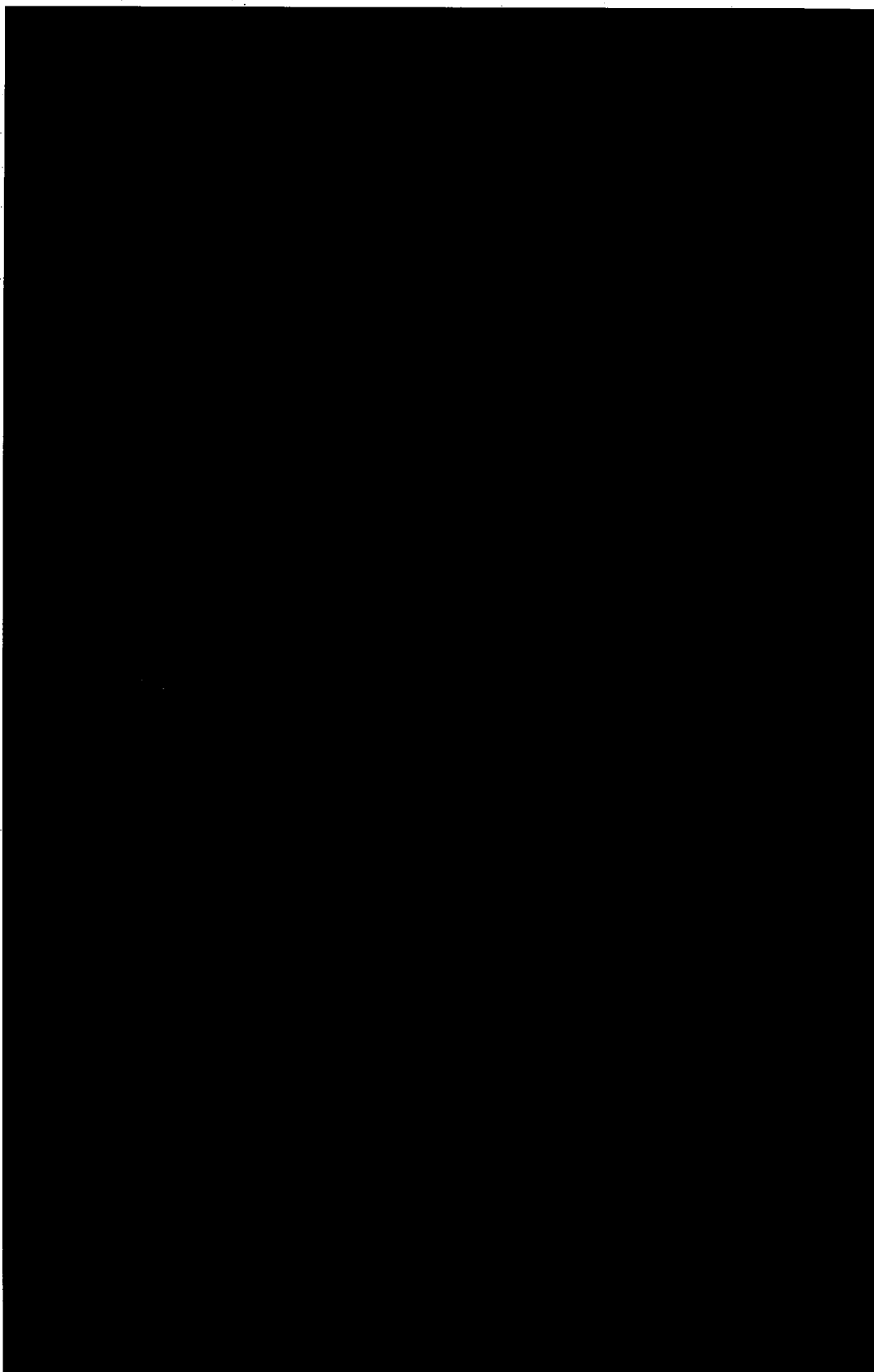
前記(2)「審査請求書記載事実に対する認否」の部分でも記載したが、請求人の主張は本件処分と関係ない部分が大多数を占めている。繰り返しになるが、本件処分に関しては令和■年■月■日から令和■年■月■日までの生活扶助費過払い金に対しての費用徴収決定処分であり、本件処分を行ったものの実際の例月支給の生活扶助費に対して収入認定するなど変更処理をしておらず本件処分とは関係しない。また、上記にも記載のとおり一括返済を強制したものではなく、今後分割返済の相談をしようとしているところである。

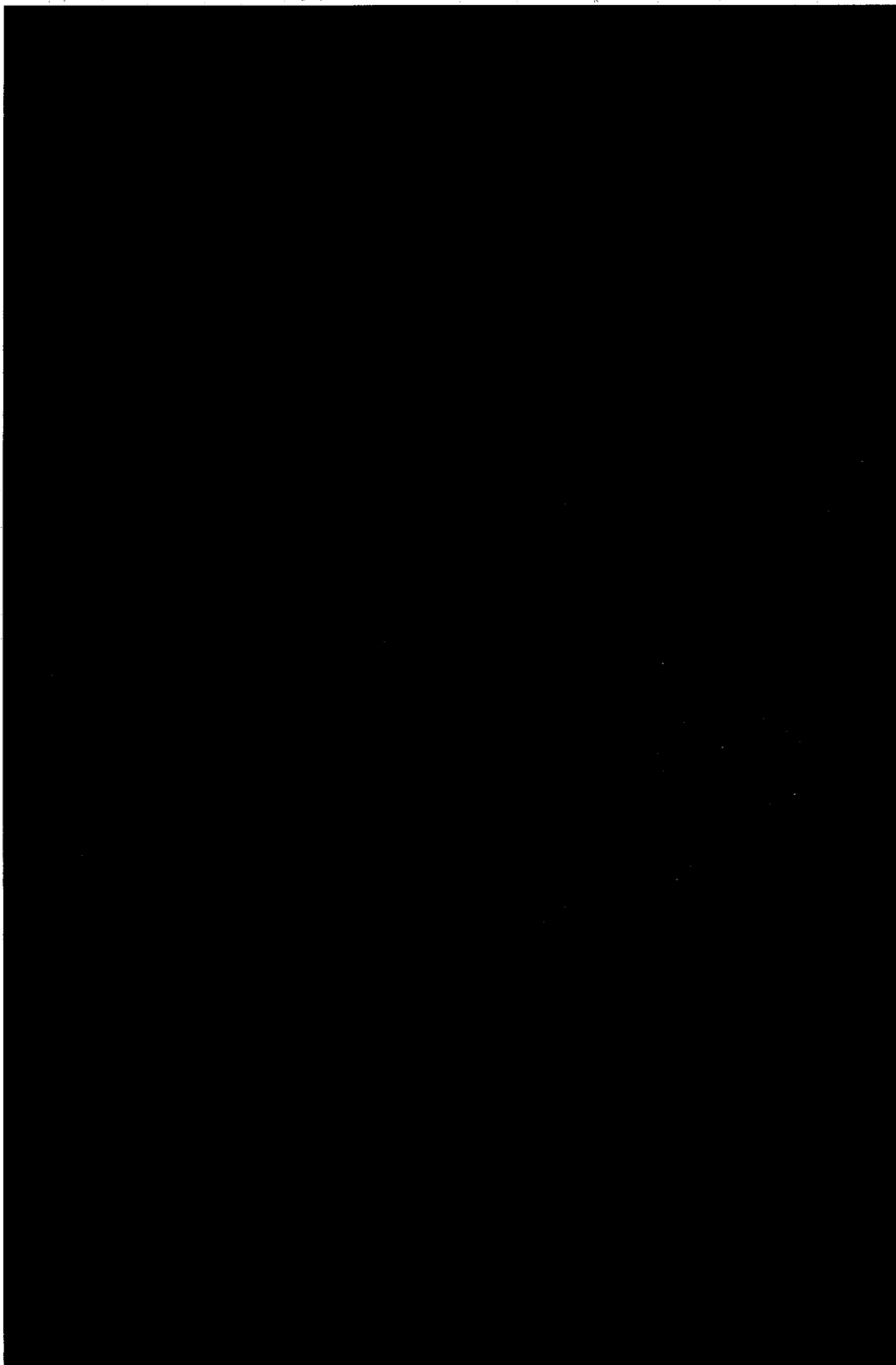
その他、請求人の主張の事由で本件処分の違法性・不当性を基礎づけるものはない。

以上の点から、本件処分に違法、不当な点はなく本件審査請求は棄却されるべきである。

### 3 請求人の反論









## 理 由

として本件処分の違法又は不当

として本件処分の違法又は不当

を主張している。

を主張している。

を主張している。

を主張している。

いる。

- (3) 請求人は、令和■年■月■日、処分庁に対し、障害厚生年金の更新手続を失念していたため、障害厚生年金の支給が差し止められている旨を申し立てた。
- (4) 処分庁は、請求人について、障害厚生年金の支給が差し止められていることを確認したため、令和■年■月■日付けで、請求人の同年■月分及び■月分の保護費について、障害厚生年金の収入認定額■■■■円を削除する保護変更決定を行うとともに、同月■日付けで、請求人の同年■月分以降の保護費についても、障害厚生年金の収入認定額■■■■円を削除する保護変更決定を行った。
- (5) 請求人は、令和■年■月■日に、同年■月分から■月分までの障害厚生年金■■■■円を受給した。
- (6) 請求人は、令和■年■月■日に、令和■年■月分及び令和■年■月分の障害厚生年金■■■■円を受給した。
- (7) 請求人は、令和■年■月■日に、同年■月分及び■月分の障害厚生年金■■■■円を受給した。
- (8) 処分庁は、請求人に対し、令和■年■月分から令和■年■月分までの保護費として、■■■■円を支給した（医療費を除く。）。
- (9) 処分庁職員は、令和■年■月■日に、前記（5）から（7）までのとおり、請求人に対して、障害厚生年金466,885円が支払われていたにも関わらず、これについて収入認定されていないことを発見した。
- (10) 処分庁職員は、令和■年■月■日に、請求人の相談者となっている弁護士に、処分庁職員へ連絡するよう請求人に伝えることを依頼した。
- なお、この依頼をしてから本件処分までの間に、請求人から処分庁職員への連絡はなかった。
- (11) 処分庁職員は、令和■年■月■日に、請求人宅を訪問したものの、請求人からの応答がなかったため、不在票を投函した。
- (12) 処分庁職員は、令和■年■月■日に、請求人宅を訪問したものの、請求人からの応答がなかったため、担当者変更通知書を投函した。
- (13) 処分庁は、令和■年■月■日付けで、請求人に対し、障害厚生年金の収入

認定の誤謬により扶助費の過払金466,885円が発生したとして、法第63条の規定による費用返還決定である本件処分（返還決定額466,885円）を行った。

なお、処分庁は、必要経費及び自立更生費は0円と計上している

また、同日に行われた本件処分に係るケース診断会議の記録票において、必要経費及び自立更生費を0円とすることについて検討した事実は認められない。

(14) 請求人は、令和3年7月14日付けで、本件審査請求を提起した。

(15) 処分庁は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）第36条の規定による本件審査請求の審理員による次のアの質問に対し、令和3年12月17日付けで、次のイのとおり回答した。

ア 質問事項

(ア) 処分庁が、令和■年■月■日に、請求人が相談している弁護士に対して、処分庁の担当職員へ連絡するよう請求人に伝えるよう依頼した際に、当該弁護士に対して、連絡の趣旨（法第63条に基づく費用徴収決定処分についての確認したい事項があること）は説明しましたか。

(イ) 令和■年■月■日及び同年■月■日に、処分庁の担当職員が請求人宅を訪問した際に、どのような記載内容の不在票を請求人宅に投函しましたか（不在票に法第63条に基づく費用徴収決定処分についての確認したい事項があることは記載しましたか。）。

イ 処分庁の回答

(ア) 法第63条に基づく費用徴収決定処分についての説明はしていない。

(イ) 令和■年■月■日

請求人と連絡をとるため、折り返し連絡を乞う旨を記載した不在票を請求人宅に投函。法第63条に基づく費用徴収決定処分についての記載なし。

令和■年■月■日

請求人と連絡をとるため、折り返し連絡を乞う旨及び令和■年■月より担当者が変更となった旨記載した不在票を請求人宅に投函。法第63条に基づく費用徴収決定処分についての記載なし。

### 3. 法の仕組み

- (1) 法に基づく保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるのが原則であるが（保護の補足性（法第4条第1項））、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（同条第3項）。

そして、被保護者が急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。（法第63条）。

法第63条は、本来的な保護受給資格を有しないにもかかわらず保護を受給した場合の処理について定めたものであり、保護費の減額事由が生じたにもかかわらず、従前どおりの額の保護費が支給され、後に当該減額事由が判明した場合も、当該差額については、最低限度の生活を維持するのに十分なものを超えるものである以上、その限りにおいて保護の本来的な受給資格を欠いていたにもかかわらず支給されたものといえることができるから、当該差額についても同条による処理の対象としているものと解され、法第4条第3項の規定による保護が行われた場合と過支給が生じた場合とで区別する理由はないと解される（大阪地方裁判所平成22年1月29日判決参照）。

- (2) 法第63条は、返還すべき額について、その受けた保護金品全額とはせず、これに相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額としており、被保護者に返還させる金額の決定について、保護の実施機関に一定の選択的判断の余地を与えている。

これは、本来支弁されるべきではなかった保護金品の返還について定めるものであるから、不当利得法理や公金の適正執行という観点からは、全額返還とされるはずであるところ、保護金品の一部が被保護者の自立及び更生に資する形で使用された場合等全額を返還させるのが不適當又は不可能な場合もあるので、返還額の決定については、被保護者の状況を知悉し得る保護の実施機関の裁量に委ねる趣旨の規定と解される。

このような法第63条の趣旨等によれば、保護の実施機関が、返還額決定

について有する裁量は、全くの自由裁量ではなく、当該世帯の自立更生のためにやむを得ない用途に充てられた金品及び充てられる予定の金品（以下「自立更生費」という。）の有無、地域住民との均衡、その額が社会通念上容認される程度であるかどうか、全額返還が被保護者の自立を著しく阻害するか等の点について考慮すべきであり、保護の実施機関の判断が重要な事実を欠くか、又は社会通念に照らし著しく妥当性を欠くと認められる場合には、裁量権の逸脱又は濫用として違法又は不当となると解される（福岡地方裁判所平成26年3月11日判決参照）。

- (3) なお、年金を遡及して受給した場合の返還金から自立更生費等を控除することについては、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性を考慮すると、年金を遡及して受給した場合以外と同様の考え方で自立更生費等を控除するのではなく、厳格に対応することが求められるとされている（24年通知2（1）イ参照）。

そのため、遡及して受給した年金収入については、平成24年通知2（1）イにおいて、次のように取扱うこととされている。

「(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり、遡及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

(イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。

(ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。」

#### 4 あてはめ

(1) 前記2(5)から(7)までのとおり、請求人は、障害年金466,885円( 円+ 円+ 円)を受給したものの、処分庁は、前記2(4)及び(9)のとおり、当該年金について収入認定していなかったことから、前記2(13)のとおり、その全額を法第63条による返還請求の対象とする一方で、自立更生費については、請求人から自立更生費について事前の相談がなく、また、請求人が処分庁との接触を避けていたために自立更生費について確認ができなかったとして0円としている。

(2) しかし、前記3(3)のとおり、24年通知によると、処分庁は、請求人から、障害厚生年金の更新手続を失念していたため、障害厚生年金の支給が差し止められている旨の申し立てがあった際には(前記2(3))、請求人に対し、遡及して受給した年金収入にかかる自立更生費の取扱いについて、資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じることや、真にやむを得ない理由により自立更生費の控除が認められる場合があり、その場合、事前に保護の実施機関に相談することが必要であること等を説明する必要があったと認められる。

処分庁は、前記審理関係人の主張の要旨2(3)ウのとおり、請求人に対して、遡及支給される年金について返還指導した旨主張するが、自立更生費の控除についてどのように説明したのかについては、証拠上明らかでない。

また、処分庁が本件処分を行うに際して、請求人に対して、自立更生費の控除について説明や確認をした事実についても、証拠上認められない。

一方で、生活保護制度に精通しているというわけではない請求人からすると、処分庁から自立更生費についての説明がなされなければ、処分庁に対して事前の相談などなしえないといえる。

そうすると、本件処分は、請求人に対して自立更生費の有無について主張する機会を与えることなく行われたに等しく、処分庁の判断過程は合理性を欠くものであって、その判断は、社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものと認められる。

したがって、本件処分は、裁量権の逸脱ないし濫用があったものとして違

法であり、取消しを免れない。

(3) なお、前記2(10)のとおり、処分庁は、請求人の相談者となっている弁護士に対して、処分庁職員へ連絡するよう請求人に伝えることを依頼したり、前記2(11)及び(12)のとおり、請求人宅を訪問し不在票を投函したりしていることが認められるが、前記2(15)のとおり、不在票に本件処分について記載するといったこと等は行っていない。

そして、処分庁は、請求人と直接接触できなかったとしても、請求人宅に不在票と共に自立更生費の取扱いについて説明をする文書を投函すること等により、請求人に対して自立更生費の取扱いについて説明することや有無について容易にできたにもかかわらず、これを行っていない以上、処分庁は自立更生費についての説明や確認を怠ったものと言わざるを得ない。

#### 5 結論

よって、本件審査請求は理由があるから、行審法第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

令和4年5月30日

千葉県知事 熊谷 俊

